

グローバルプレイス 4 月原稿

< 移転価格税制について >

城西支部国際部
中川卓也

今回の内容はやや硬い話題ですが、海外進出企業にとっては非常に大事な事項となりますのでご紹介させていただきます。

最近、大企業はもちろんのこと、中小企業も積極的に海外展開を進めています。その一方で、海外企業の受入れ国は、自国の税収入の確保に向けて、進出企業からの税の確保について厳格に管理する傾向になっています。

特に近時話題となっているのは、「移転価格税制」についての現地税務当局の追及が厳しくなっており、中小企業といえども疎かにできない事項になってきました。

【移転価格税制とは】

移転価格税制とは、下図のように、独立企業間の取引価格に比し、グループ間取引価格を恣意的に調整し低税率国の利益を増やし高税率国の利益を減らすなど操作することにより、グループ全体の税金を節税しようとする行為に対し、このような租税回避行為を防ぐために設けられた規程のことです。

税率の高い国 (税率50%)				税率の低い国 (税率10%)				
販売価格	100	100	←	本社	→	販売価格	100	100
本社からの 仕入価格	通常 50	引上げ 80				本社からの 仕入価格	通常 50	引下げ 20
税引き前利益	50	20				税引き前利益	50	80
税金	25	10				税金	25	8
税引き後利益	25	10				税引き後利益	25	72

上図の場合、「税率の高い国」の生産会社における本社からの仕入価格を 50 から 80 に引き上げ利益を圧縮、納めるべき法人税を 25 から 10 に減額する一方、「税率の低い国」の仕入価格を 50 から 20 に引き下げる操作を行うことにより利益を移転し税金を 8 計上。この結果グループ全体の税引き後利益は、調整前の 50 (25+25) から 82 (10+72) に増額しています。

このような操作は、企業にとっては全体の利益は増額し喜ばしいのですが、「税率の高い国」にとっては、受け取るべき税金 25 が 10 しか受け取れないので不当な租税回避行為です。当然、このような恣意的な操作をさせないよう税務調査に入ることになります。

移転価格税制とは、このような租税回避行為を防ぐため税率の高い国の税務当局が、グループ間企業との取引価格を、第三者との通常取引価格 (Arm's Length Price) で行われた場合の価格にて当該生産会社の所得を独自に算定して、同国国内で課税計算するための制度です。

当該生産会社は税務当局によってどのような前提で計算された価格を採用したか確認されます。従って当該会社は、独立企業間価格（第三者との通常取引価格）を採用し正当な前提に基づいて利益を算定しているか税務当局に説明する必要がある、取引内容や価格算定の根拠を文書化しておく必要があります。

【適用される取引】

「販売取引」だけでなく、「資産の賃貸借取引」・「役務提供取引」・「無形固定資産に対する取引」にも適用されますので注意して下さい。

【対象となる国外関連者】

① 持ち株関係

直接・間接に発行済株式等の 50%以上保有（国により異なるので要注意）

② 実質的支配関係にある会社

役員の 1/2 以上、代表者が他方の役員・使用人を兼務、事業活動の相当部分を他の法人に依存している場合など

【移転価格税制のリスク】

- ① 海外子会社間での販売価格を操作し、一時的に税額を抑えても、所在国の税務当局から移転価格調査で申告漏れを指摘され、過去にさかのぼって所得を更正されて多額の税負担が発生し、結局企業グループ損益に悪影響を与えてしまう
- ② 移転価格に関する文書化作成の義務を怠ったり、同一取引について国ごとに異なる説明をしたりすることで、コンプライアンス上の問題に発展してしまう

【移転価格税制におけるリスクを回避するために重要な事項】

- ① 日本と海外子会社所在国の移転価格税制に関する正しく理解すること
- ② 海外子会社との取引状況・損益状況の把握
- ③ 海外子会社との取引内容・条件・取引量といった状況や、当該取引に係る価格・コストといった損益状況を継続的にモニタリングし、変化があった場合は、社内の所管部署に適時報告する体制を作っておく必要がある
- ④ 移転価格税制におけるリスク減少のために最も有効な手段は、税務当局に対して説得力のある移転価格文書を作成すること

【移転価格文書の作成と報告】

法規制（平成 28 年 6 月移転価格税制に係る文書化制度に関する改正）上、企業が移転価格の妥当性を証明するために「独立企業間価格算定に必要と認めら書類」（ローカルファイルと呼ばれる）を作成し、税務当局に対し、国外関連者との取引は独立企業間価格で行っている、と主張する必要があります。

【独立企業間価格の算定方法】。

独立企業間価格の算定方法は、以下の 5 種類の方法があり適切な方法を選択します。

(1) 独立価格比準法 (CUP 法)

似たような取引と価格を直接比較する方法

(2) 再販売価格基準法 (RP 法)

海外販売子会社の外部への販売価格をもとに独立企業間価格を逆算する方法

(3) 原価基準法 (CP 法)

海外製造子会社の外部からの仕入価格などを基に独立企業間価格を計算する方法

(4) 取引単位営業利益法 (TNMM)

検証対象 (海外子会社) の営業利益率が適正な水準になるような取引価格を算定する方法

(5) 利益分割法 (PS 法)

親子間の利益配分がちょうど貢献度に等しくなるような取引価格を算定する方法

以上、最近話題となる「移転価格税制」の概要をご説明しました。大規模の多国籍企業だけではなく、中小企業にも頻繁に適用されるようになって来ていますので、対策を準備しておくことをお勧めいたします。

以 上